

## 中小河川灌漑流域における農業水利秩序の地理学的研究(その3)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/33275">http://hdl.handle.net/2297/33275</a>

# 中小河川灌漑地域における農業水利秩序の地理学的研究 (その3)

五味 武 臣

本稿は1977年に、東京教育大学に提出した学位請求論文(理学博士)の全文である。提出後既に5年余を経過し、加筆・修正したい点は多々あるが、論文の性質上そのまま公表することにした。

本稿は以下の章構成になる。

## 第1章 序論

## 第2章 八ヶ岳西斜面原村における農業水利秩序の変質

## 第3章 興津川下流地域における農業水利秩序の変質

## 第4章 両地域における農業水利秩序変質の地域的差異の要因

## 第5章 結論

本来ならば一括掲載が望ましいが、紙面の都合上、章構成に従って分割公表をする。第1章および第2章の部分は本誌「金沢地理(1983)第1号」P.P.2~10および「金沢地理(1983)第2号」P.P.35~49に掲載済である。今回公表するのは第3章以降の部分である。

## 第3章 興津川下流地域における農業水利秩序の変質

前章でみた八ヶ岳西斜面における農業水利秩序の変質では変質の経過とその要因は明らかになったが、農業の発展段階としての商品生産の発展の度合から農業水利秩序の変質をみるという視点についてはあまり触れなかった。それは八ヶ岳西斜面の場合、集落の経済基盤の中心が一貫して稲作であり、稲作自身が自給生産の段階から商品生産

の段階へと移行したとというものの、二つの経済部門の発展の度合の規定がこの事例では明確にできなかったことに由来しているものである。

そこで、本章では農業水利秩序の変質をみたくて、自給生産から商品生産への移行と農業水利秩序変質との関連を中心課題として論及する。

### 第1節 地域の概観

研究対象とした村落は静岡県清水市興津承元寺である。承元寺は1889年(明治22)に他の8集落(薩埵・洞・横山・谷津・八木間・中宿・本町・清見寺、近世期には天領、大名領、旗本領、寺領などの錯綜がみられた)と合併して興津町となり、さらに1961年(昭和36)には清水市に合併している。

承元寺ほか6集落(農業生産のなかった本町、別水系によって農業水利を行っていた清見寺を除く)は、身延山地に源を発し駿河湾に注ぐ全長27km、平均流量40万t/日<sup>73)</sup>の興津川下流域に位置し、総面積の $\frac{3}{4}$ が比高300mにもおよぶ急傾斜地(20~30°)をもつ山地で占められている。用水は興津川と急傾斜地からの自然流出水によっていて豊富である。

気候の面からは、年平均降水量2400mm前後、年平均気温16.4°Cで無霜期間240日と冬季でも氷点下にさがることはほとんどなく、<sup>73)</sup>稲作ばかりでなく、みかんや茶の栽培などにも適した気候である。

土地利用は高度50m以下の平坦地には集落と水田が、高度50~250mの急傾斜地の日向面には果樹園が、日陰面には針葉樹林が展開し、250m以

上の緩傾斜地には茶園と針葉樹林が拡がり、400mの頂上付近で針葉樹林の単相となっている。集落はいずれも高度50m以下にあるが、この地域を二分して貫いている興津川の沖積面よりは一段高い(比高1~5m)段丘上に立地している。

用水確保は沖積面と段丘面とは異なり、沖積面では興津川に、段丘面では自然流出水(沢水)に水源を求めていた。しかし、1970年(昭和45)の土地利用をみると、興津地域においては水田が消滅し、みかん園と茶園だけになっている。

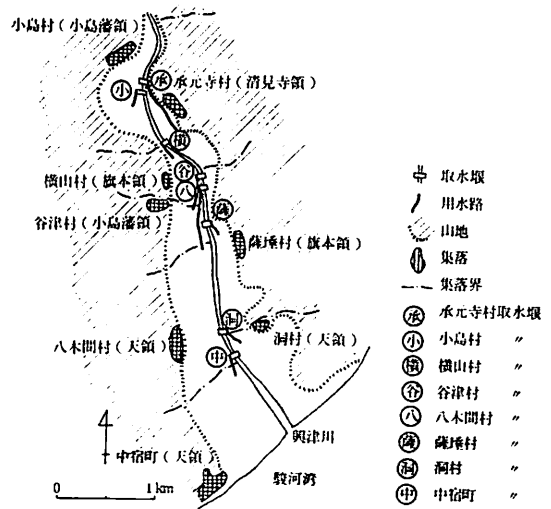
興津地域は水田とみかん・茶を組合せた農業を営んでいたが、みかん・茶の栽培が進展し、用水利用を止めてしまった地域である。

承元寺では1970年(昭和45)現在、総戸数61戸の91.8%にあたる56戸が農業を行っている。営農内容を土地利用面積の比率からみても、収入一位部門別農家数の割合からみても果樹が90%、茶が10%である。農外所得には給与所得(28人)と自家営業(7人)がみられる。

## 第2節 農業水利秩序の史的展開

### 第1項 農業水利秩序の形成

**用水路網の形成** 興津地域の用水路をみると、近世期から1949年(昭和24)まで、第14図に示したような各集落を単位とする取水配水が行われていて、集落間の共同取水・配水などは行われていなかった。これは興津地域が第14図にも示したように、近世期には天領・大名領・旗本領・寺領など所領の錯綜がみられたことと、小河川とはいえ、この地域が河川の下部に位置していることによって、氾濫がたびたび生じ、組織的な用水路網の開削と水利調整が行われえなかったことに関係がある。すなわち、各集落は治水を主目的とする川除普請を集落ごとに行い、川除普請の内容を記した「川除仕様帳」<sup>75)</sup>をそれぞれの領主の役所に提出していたのである。このため、各集落が新規に取水堰や川除の「出し」<sup>76)</sup>を河床内に設置する際には



第14図 興津川下流地域の各村の取水場所(近世末期)

資料：筆者の聞き取り調査による。

集落間に争論が発生している。

各集落の関心事は、川除によって既存耕地が保護されることと、新しく耕地が拡大されることであって、取水・配水は二の次であった。これは興津川の河床内の河道が変化しやすく、それともなって川除仕様の変更され、農業用水の取水場所も変更されたことに起因している。このため、興津地域を二分して流れる興津川の対岸集落間や上流集落と下流集落間に争論が生じたのである。対岸集落間での争論の資料をみると、次のようである。

1657年(明暦3)には「一色忠次郎様御代官所小嶋村之百姓中去年之春、中嶋之川上ニ先規無之川除ヲ仕り処、中嶋ハ不及申栗原ト申所迄、川荒所ニ罷成出し候」<sup>77)</sup>と承元寺村と小島村の間に新規出し設置をめぐる争いが生じ、「唯今迄無之処新規出し事、小嶋村之者不届候間、早々出堤ヲやぶ里、本川通エ水ヲ落し候可仕」<sup>78)</sup>と新規の出しを取払い、従来からの川除によって耕地を守り、農業生産を行うように取決められている。

同様な争論とその後の解決方法は、1827年(文政10)の小島村と承元寺村の例<sup>79)</sup>年不詳ではあるが八木間村と薩埵村の例<sup>80)</sup>などにも示されている。

また、上流・下流集落間での争論の資料は、

イ、1678年（延宝6）の谷津村と中宿町の川除仕様に関する争い。出しの設置場所と構築物の規模を取決めることによって解決している<sup>81)</sup>

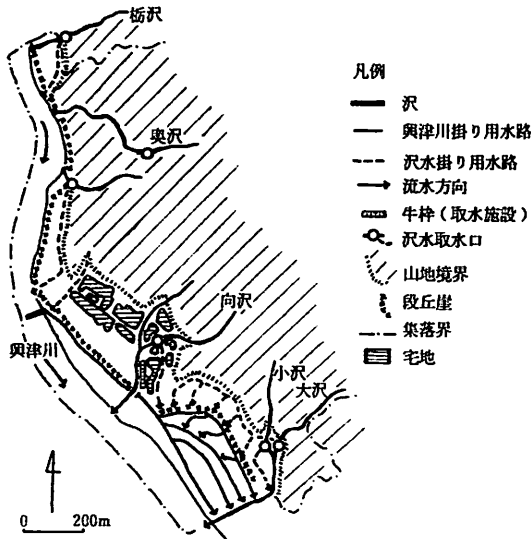
ロ、1752年（宝暦2）の承元寺村と薩埵村の争い（後述）

ハ、1819年（文政2）の八木間村と中宿町の川除仕様の取決め<sup>82)</sup>

などがある。

以上のように、各集落が個々に治水・利水を行ったので、治水・利水をもととする集落間の地域的な結合はみられなかった。このため、農業水利上の管理運営機構は存在せず、各集落の領主または代官所への訴訟をとおして農業水利の調整がなされていた。

各集落ごとの用水路による個別取水・配水が行われてきたが、集落内における農業水利を清見寺領であった承元寺についてみると、承元寺の農業用水は興津川から取水されるものと、集落背後の山地からの沢水との二つの用水源によってまかなわれてきた。



第15図 明治以降承元寺集落の用水路網とその井掛り

資料：興津公民館所蔵「地籍図（承元寺）」による。

興津川からの取水は、第15図に示した牛枠によって行われ、集落の南部に位置する沖積地まで導水され、沖積地の水田を灌漑し、大沢に合流して興津川にもどされる。一方、沢は北より析沢・奥沢・向沢・小沢・大沢があり、いずれも段丘上の水田を灌漑し、後に興津川に流入している。すなわち、承元寺集落では二つの灌漑形態が共存してきている。これは農業水利の歴史的発展段階の差異によるものと考えられるので、以下この二つの水掛り地域の開田と農業水利をみる。

沢水利用 承元寺の村立ての年代は不詳であるが、1590年（天正18）の検地帳には「田畑合八町六段三畝貳歩」の記載<sup>83)</sup>があり、また、1754年（宝暦4）の村絵図<sup>84)</sup>によると、集落南部の段丘面に「水田」がみられ、他の段丘面には「畑」と「いやしき」があって、興津川の沖積面は「荒地」となっている。このように、興津川の沖積面が開発される以前から段丘面において農業生産が行われていた。しかし、興津川の出水に対して安全とはいえ、沢の出口付近では出水による水損地や川欠が生じ、これを契機として農業水利上の取決めもなされている。これを1752年（宝暦2）に生じた下流薩埵村との間の境界論<sup>85)</sup>にみると次のようであった。

境界論は興津中宿町の仲裁によって内済<sup>86)</sup>したが、この取決めをみると、第6項には、

「…、尤自今新水取等、承元寺村ニ而致候節モ、道巾六尺相残候様相極之事」

と新たに開田する際には、草刈道を確保することが決められている。第7項には、

「一、薩埵村地内ニ相成候芝之分、新水取致候節ハ、大沢之流ヲ用水ニ引取候様、尤地形高場ヲ切起候而用水堰上候得ハ、承元寺村古田之場所江逆水可有之ニ付、高場所江引取申間敷候、勿論古田之用水ニ相障儀、決而致間敷事」

とある。これは既存用水の重視を第1として、地形に適合した開田を義務づけている。さらに、第

8項には、

「双方共ニ大沢之流、何連之分江かかり候共、川瀬付次第致置、一村之勝手ヲ以川取自由ニ致間舖候事」

と、寄州ができて、勝手に開田することを禁止している。

このような集落間の取決めを受けて、集落内で独自の用水利用に関する取決めを行ったかどうかは、資料をもって立証しえないが、この集落間の取決めも大沢地区に限られ、沖積地や他の沢水掛り地区には適用されていなかった。

興津川沖積地の開田 興津川はしばしば洪水によって、水損地や川欠地を生じた。したがって、農業水利が興津川の沖積地に進められるためには耕地が洪水から保護されることが前提であった。そこに至る過程は対岸小島村を相手とする川除論・境界論に示されている。

1657年(明暦3)の争論では、前述のように単に新規の出しを取除き、従来からの慣例にもとづいて新田開発を行うよう取決められたにすぎない。しかし、これより170年後の1827年(文政10)には、小島村が河床内の地区を開発したいと承元寺村に申出て、境界を定めるとともに、川除仕様・新田開発に関する取決め<sup>87)</sup>がなされている。これによると、

「川除之儀ハ両村立合間数相改候処、一番出し元 己午之間長八間半、巾…」

と、川除設置の場所とその規模を決め、

「仍之、年々二月十五日七月五日為定日両村立合相改候所普請可致候」

と、年々の補修の普請は2月15日と7月5日に両村立合いのもとに行い、さらに、

「新田開発候儀ハ、双方共勝手次第第二可致候、尤壺番出しヲ四番出し迄之間ハ、新田圃トシテ、御絵図面ニ洩候新規川除一切致間敷候事」と、自村内の新田開発は自由であるが、これを保護する新規の出しは作らず、流作場とすることが決められている。

こうした争論を繰返した川除仕様と農業水利とが興津川筋で確立したのは、近世末から明治初期にかけてである。1873年(明治6)の「為取替約定之事」<sup>88)</sup>によると、「…双方和談之上、川除土手舖等ハ、是迄仕来之通相心得、地先寄州相成候上ハ、田畑起返ハ勿論双方村方前々之検地帳ニ応シ、総テ堤川除等従前之通致候」と、慣例に従って農業水利を行うこととなった。しかし、このような河川に近接する沖積地ではいったん治水が確立し、諸施設が整備されると、水田面積に対して必要な用水量がほぼ十分に得られるようになったため、農業水利についての規制はほとんどみられず、集落内の各水田はどの配水路から灌水してもよく、排水についても水路が固定されず、田越灌水も自由であった。ただし、段丘面上の水田では沢水の上流からの灌水が義務づけられ、番水制もとられた。

以上のような治水を中心とする農業水利の管理運営は集落の行政機構の一部として行われ、直接その任に当たったのは近世期の村役人、その延長としての明治期の戸長であり、土木委員であった。管理運営の内容は治水のための蛇籠作りとその設置、用水路修理の計画・実行・監督などであった。これらの作業は集落全体の共同責任で引受け、それぞれの作業についての出役は所有耕地面積に関係なく、集落内の各戸に対して均分割がとられた。

## 第2項 農業水利秩序の変化

各集落ごとの個別取水・配水は、明治期に入っても続いていたが、1889年(明治22)に興津宿外八ヶ町村の合併が行われるにおよんで、各集落間に農業水利の統一的運用が一部みられるようになった。たとえば、用水路補修については、1894年(明治27)から右岸の八木間・中宿共同の大井用水堰、谷津・横山・八木間共同の樋橋井堰にみられた。<sup>89)</sup>さらに、大正初期には左岸の承元寺・薩が共同取水・配水を行うようになっている。<sup>90)</sup>

この右岸、左岸ごとの取水・配水の体制は1948

年（昭和23）まで継続している。これが翌年には、左右兩岸の用水取入口の合口化がなされ、第16図のように興津地域が1本の用水路による取水・導水・配水の体制によって農業水利を行うように変更された。同図A地点で取水された用水は、承元寺集落の水田に配水しながらB地点に至る。ここで右岸と左岸に分水され、右岸用水は興津川をサイフォンで渡り、段丘崖に沿って流下し横山・谷津・八木間・中宿の水田70町歩に配水され、末流は駿河湾に注ぐ。左岸用水はそのまま流下して承元寺・薩埵・洞の水田30町歩に配水され、末流は興津川に注いでいる。B地点での分水割合は兩岸の水田面積にもとづいて右岸7、左岸3になっている。

1949年（昭和24）に用水の合口化を行い、取水・導水・配水の体制も整備されたが、1961年（昭和36）の興津町の清水市への合併後の1964年（昭和39）には、この用水施設を含めた興津川からの取水権全体を清水市に売渡している。これにより、興津地域における興津川掛り水田の農業水利は消

滅した。

興津川掛り水田に比して、各集落が独自に行っていた沢水掛り水田について承元寺の例をみると次のようであった。

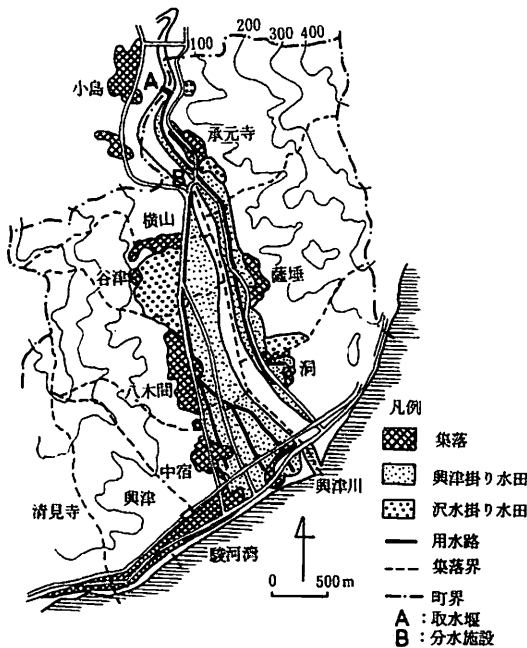
興津川から取水できない段丘面の水田は、各沢ごとに取水口が設けられていて、配水路の上流からの灌水が慣例となっていた。そして、興津川掛り水田にはみられない水不足の事態が生じ、それは大正期以降記録<sup>91)</sup>に残っているものによると、ほぼ3～5年おきに生じていた。しかし、この水不足に対する処置、すなわち番水制の導入なども集落全体について行われたわけではなく、各沢ごとの耕作者間で行われたにすぎない。

この段丘面の農業水利上で注目すべきは、水田からみかん園に転換されるという土地利用の変化で、この現象は1935年（昭和10）には既に生じており、用水利用を個人的にやめたものが現われていることである。この後、段丘面の水田はしだいにみかん園に転換され、その最盛時は1955年（昭和30）以降に生じている。

以上のような農業水利上の変化は農業水利の管理運営機構の変化に関連し、それは地域の行政機構と密接に結びついていた。そこで、以下に興津町による管理運営と、興津町農業協同組合（以下興津町農協と略す）によるものとの二つの時期に分けてみる。

**興津町による管理運営** 1889年（明治22）の興津町制施行にともない、農業水利の管理運営が町の土木行政の一環として行われることとなり、規約・予算・決算はともに町議会の議決を経て執行されることとなった。

1894年（明治27）の臨時土木費支出予算議案<sup>92)</sup>をみると、興津本町と清見寺を除く町内7集落から、各集落の土木工事費の見積り額が計上され、農業用水関係の修繕すべき箇所が報告されている。この土木工事費はまず堤防費と用悪水路費に2分され、各集落への割当額は第16表に示したようであった。同年の各集落の用水路修繕費が土木費に



第16図 1949年以降興津地域の用水路網

第16表 1894年(明治27)興津町の用悪水路費

区名	金額	修繕ヶ所	備考
中宿	215.00(52.8)	字長通り及び大井筋	八木間と分田筋
洞	35.00(30.4)	八木間字森ヶ崎井と磯地字青島井	
磯地	35.00(27.1)	字裡付外二ヶ所井堰	
承元寺	33.17(23.2)	字新沢外四ヶ所井堰	
横山	4.00(5.5)	字磯地井堰	八木間・谷津と分田筋
谷津	16.00(15.2)	“	“
八木間	172.00(24.3)	“及び大井堰	八木間・谷津・中宿と分田

資料 興津公民館蔵「明治27年町会議案」による。  
注 金額の項( )内は各区の土木費全体に占める用悪水路費の%。

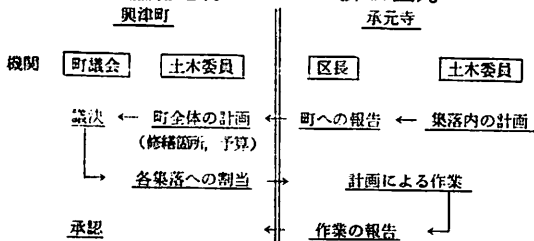
しめる比率からみると、農業水利のために支出する町費が20%以上をしめる集落が5集落にも及んでいる。こうした修繕費は町の一般会計と県の補助によってまかなわれている。すなわち、ここでは農業水利の受益者負担(耕作者または土地所有者だけの負担)がなされていないことになる。

これら町の農業水利の管理運営に当たる者は、町の土木委員であり、各集落からの報告にもとづいて、町全体の土木事業計画をたてていた。この町の土木委員は、

「本町土木委員八名ヲ置キ、本町会ニ於テ本町公民中ヨリ、之レヲ選挙ス」<sup>93)</sup>

とあり、土地所有者または耕作者の資格で農業水利の管理運営に参加するのではなく、町住民の資格で参加することになっていた。ここにも受益者負担がなされていない一因が存在する。

集落内では区長、土木委員が町行政の末端機関としての役割を果たすようになってきた。すなわち、集落内の用水施設の修繕、堤防・道路の修理箇所とその費用の見積りの報告と、実際の土木工事の実行・監督を行っていた(第17図)。



第17図 興津町の農業水利の管理運営機構  
資料: 興津農協所蔵「興津町普通水利組合関係綴」による。

第17表 承元寺集落の沢水掛り水田の番水

年次	実施場所	資料
1912(大正元)	大沢	字内田前田番水人足帳
1915( 4)	奥沢	舞台番水人足帳
1929(昭和4)	大沢・奥沢	舞台内田用水人足
1938( 13)	奥沢	奥沢舞台用水覚
1943( 18)	大沢	内田用水人足
1952( 27)	大沢・奥沢	内田及舞台用水調
1955( 30)	大沢	人足用材調帳

資料はいずれも承元寺区有文書  
昭和45年度区長よりの聞き取り調査によると、耕作者全員が一順しない番水は昭和初期から35年まではほぼ毎年あった。

興津川の農業水利の管理運営は興津町を中心に行われてきた。これに対して、興津川から取水できない沢水掛り水田では集落独自の農業水利の管理が行われ、1912年(大正元)以降、番水制が実施されている。記録に残る番水の実施をまとめたのが第17表である。同表によると、番水が集落南部の大沢取水について多く行われていたことがわかる。この番水の費用負担(出役も含む)をみると、いずれの年も耕作者だけの負担であった。しかし、番水実施の決定と出役順番は土木委員によって決定され、費用計算も同委員が行っていた。

以上のように、興津町による農業水利の管理運営の時期(1889年から1948年)においては、灌漑形態の相異によって農業水利秩序のなかに古い形の農業水利秩序がそのまま残存しているといえる。

興津町農協による管理運営 興津町農協は前身が各集落の部農会として発足し、産業組合、保証責任組合、農業会を経て、1948年(昭和23)に設立されている。この組合設立の過程で、興津町による農業水利の管理運営が農協に移管された。<sup>94)</sup>翌1949年には同組合によって前述の用水合口が行われた。この用水合口後の用水の管理運営を用水合口の「理由書」によってみると、<sup>95)</sup>

「従来の慣例に依り、約参百年前より用水取入の為、前記興津川に井堰を設け、流水を導入し、…中略…毎年度の洪水時の井堰の流失都度修繕、且又河底の低下三尺から五尺に及び、…中略…毎年度経費の増大に依り、耕作

者全員の世論喚起し、本年度植付に竣工目差したる…」

とある。これによると、取水施設の修繕費は耕作者負担であった。その負担額が毎年増加したため、取水堰の永久化工事と1本の用水路による導水・配水を行うこととなった。そして、この1949年(昭和24)以降は、農業水利の管理運営費用負担は各集落ごとの水田耕作面積を基準として割当てられることとなった。第18表の各集落の1反当り金額をみると、施設の修理費・管理運営費ともに水田反別を基準として割当てられていたことがわかる。

各集落内での管理運営体制は興津町農協移管以降も変わりなく、区長、土木委員が集落内の農業水利の管理運営を行う方法がとられていて、興津町農協の末端機関としての役割をはたしている。

興津川からの取水権の売渡しの決定は興津町農協の総会によってなされた。この総会は水田耕作者だけで成立していたわけではなく、水田耕作を行っていない組合員を含んだ全構成員で成立していたのである。

以上の結果より、興津地域の農業水利秩序の変質をまとめると、第19表のようになる。同表にみられるように、近世期から今日まで、農業水利の管理運営の主体が変わるとともに農業水利秩序も変質している。そして、この変質は次のような段階と内容をもっている。

第1段階 近世から明治中期(1889年)まで  
集落を単位として個々の集落が独自に農業水利秩序をもっていた。

第18表 1954年(昭和29)興津町普通水利組合の各集落費用負担割合

集落名	水田反別	堤(取水) 修理工費		管理運営費	
		金額(百円): 1反当り金額	金額(百円): 1反当り金額	金額(百円): 1反当り金額	金額(百円): 1反当り金額
中宿	59.9反	240	400	599	1,000
洞	194.3	777	〃	1,943	〃
藤堀	50.5	202	〃	505	〃
承元寺	61.0	244	〃	610	〃
谷津嶺山	77.3	309	〃	773	〃
八木間	291.7	1,167	〃	2,917	〃
組合全体	734.6	2,939	400	7,346	1,000

資料 興津農協所蔵「興津町普通水利組合関係図」による。

第19表 興津川下流地域の農業水利秩序

	I 近世-明治中期	II 明治後期-昭和初期	III 昭和10年以後
A 興津川筋	集落 治水・配水施設の修繕のみ 集落ごとの取水 集落ごと 特別の規制なし	町 共同取水	水利組合(農協) 取水口の統一 施設分水 水利権の売渡し 水田耕作者 水田耕作者
B 沢水掛り	自作農層 共同労働	同左(消極的) 同左	耕作者による番水 昭和10年代に水田の廃棄始まる

第2段落 明治後期から昭和初期まで  
農業水利を契機とする地域的(集落間)な結びつきがみられたが、商品生産の進展などにもない灌漑形態の相異によって、土地利用にも相異があらわれるようになった。

第3段階 昭和10年代以降  
地域的な結びつきがさらに進み、用水の技術的改良も進歩した。しかし、商品生産など農業の状況が大きく変化するとともに、最終的には農業水利はほとんどその役割を失い、農業水利秩序としては消滅した。

### 第3節 農業水利秩序の変質と集落の社会経済基盤

#### 第1項 農業生産の多様化にともなう農業経営の変質

近世期における農業水利は治水事業を中心としていて古田を重視する規制が行われていたが、これを承元寺の耕地面積の変化からみると一層明らかになる。1599年(慶長4)には水田4.0町、畑8.5町であった。<sup>96)</sup>これより150年後の1756年(宝暦6)には水田2.3町、畑9.8町であり、<sup>97)</sup>1876年(明治9)の地租改正時には水田7.9町、畑9.6町であった。<sup>98)</sup>そして、近世後半には1773年(安永2)を初めとして、前後7回の川欠の記録<sup>99)</sup>が残されている。すなわち、近世期にはこの地域では興津川の増水や集落背後の山地からの沢水出水などに



よって、川欠、水損地が生じ、のちにその起返しが行われて、田畑面積は増減を繰返していた。このため集落全体の耕地保護を主目的とした川除論争、境界論争が集落を単位として発生しているのである。

治水が不安定であったことと水田・畑などに適する平坦地が少なかったことも加わって、承元寺の農家の所有耕地は零細であった。第20表によると、所有耕地が3反未満の農家が集落の80%（44戸中35戸）近くをしめていた。この少ない田畑を補うため、農業水利には直接的に結びつかない集落背後の山地斜面の利用が進められていた。

1599年（慶長4）の検地帳には既に、

「油木六本、五本下々田在、荒五分引、一本上々田在」

の記載がみえる。また、1751年（宝暦元）の薩埵村との「立合壹枚絵図」<sup>100)</sup>、明治初年（年不詳であるが、地租改正時のものと推定）の立花村との「立合壹枚絵図」<sup>101)</sup> などには、かぞ畑、毒荏段の記載がみえる。

興津川流域の各集落では楮、毒荏などの商品生産によって年貢の補填が行われていた<sup>102)</sup>ので、承元寺でも農家経営のうでかなりの比重が置かれていたものと考えられる。しかし、この商品生産が水田、畑などの自給生産をうわまわっていたとは考えられない。<sup>103)</sup>

明治初期においても農家の大部分が極めて零細であった。1871年（明治4）の所有耕地面積別農家数は第21表のようであった。これによると、耕地を3反以上所有している農家は8戸（総農家数

第20表 1761年（宝暦11）における承元寺の所有耕地面積別農家数

面積	田	畑	田畑合計	%
0	15	0	0	
1反未満	22	8	4	9.1
1.1-2.0	6	23	18	40.9
2.1-3.0	0	8	13	29.5
3.1-4.0	1	5	5	11.4
4.1-5.0			2	4.5
5.1-6.0			2	4.5
計(戸)	44	44	44	100.0

資料 承元寺区有文書「宝暦11年承元寺村検地帳」による。

第21表 1871年（明治4）の承元寺の所有耕地面積別農家数

	戸数持	無戸数	計	%
無高	1		1	2.2
1反未満	5		5	10.9
1.1-2.0	15		15	32.6
2.1-3.0	15	2	17	36.9
3.1-4.0	5		5	10.9
4.1-5.0	2		2	4.3
5.1反以上	1		1	2.2
計(戸)	44	2	46	100.0

資料 承元寺区有文書「明治4年田畑畝地取調帳」による。  
荒地で起返ったものは含まない。

第22表 承元寺の耕地増減

(単位 反)

年次	水田	普通畑	みかん園	茶園
1877(明治10)	79.3	96.3		
1887( 20)	96.0	96.5		50.0
1913(大正2)	113.0	104.4		
1925( 14)	100.5	97.3	396.2	70.0
1935(昭和10)	90.7		396.3	
1950( 25)	113.0	100.5	368.3	70.0
1965( 40)	0.2	1.2	603.6	62.2

資料 承元寺区有文書による。

注1 1887年のみかん園・茶園面積は茶園にみかんの木を混植したため。

注2 空欄の資料欠。

第23表 1886年（明治19）の承元寺の産物（米麦を除く）

項目	製茶	薪	みつまた	みかん	毒荏実	繭	生糸	果実	たまご	水産
収量			1800石		21石		0.2石			
金額	400円	77.4円	490円	15円	80円		5円	3円	5円	10円
畝別	収量	4248石	3990石	2250石	102.6石	2.5石	4.4石			
畝別	金額	5211円	1315円	1064円	900円	258円	50円	110円	27円	51円
		936円								

資料 興津公民館所蔵「興津宿外八ヶ村役場関係図」による。

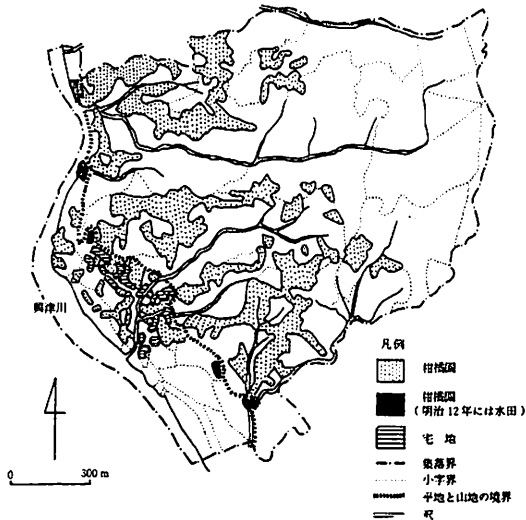
の17.4%)にすぎなく、2反台が17戸(36.9%)で最も多く、1反台がこれに次いで15戸(32.6%)で、3反未満の耕地を所有する農家が農家総数の約80%であり、前述の1761年当時とほとんど変化がない。したがって、明治初期においても承元寺の農家は大部分が極めて零細な耕地によって農業経営を行っていたことになり、この時期においても自給生産から脱脚してはいないといえる。

明治以降の作物別耕地面積の増減は第22表に示される。同表によると、1877年（明治10）には田畑合計17.5町であった。これ以降、田、畑ともに10町前後で増加をみていない。これに対して、1887年（明治20）には、茶とみかんあわせて<sup>104)</sup>5町であったが、1925年（大正14）にはみかん園39.6町、茶園7町と著しい増加をみている。また、1886年（明治19）の承元寺の産物表（米麦以外）をみても（第23表）、同様の傾向を示し、みつまた、茶、毒

荏実、薪などがめだつが、みかんはまだわずかであった。興津町全体においてもほぼ同様であった。

このように、承元寺においては明治前期において商品作物としての茶・みかん栽培はまだわずかであったものが、大正期以降かなり発展し、集落全体の経済基盤が大きく変化したのであるが、この商品生産の導入過程をみると次のようである。

**茶・みかん栽培の拡大** 清水市域には幕末から明治初期にかけて茶栽培が導入され、1887～97年（明治20年代）に増加が著しかった。さらに、1897～1907年（明治30年代）以後、みかん園の拡大が茶との混植の形でなされた。<sup>105)</sup>承元寺においても耕地面積の増減からみると、明治中期以降に茶、みかん栽培が導入されてきた。この導入の過程は資料をもって明らかにしえないが、前述のように大正期には相当の発展をみたようである。その後、かなりへだたった1935年（昭和10）における柑橘園<sup>106)</sup>の分布は第18図に示すようで、みかん園が集落背後の山地斜面に広く分布するとともに、宅地が立地する段丘面にも分布している。さらに注目すべきは、1879年（明治12）には水田であった段丘上の各沢水掛り旧水田の一部にもみかん園化し



第18図 1935年（昭和10）における承元寺集落の柑橘園分布

資料：承元寺区有「昭和10年柑橘園反別取調帳」による

たものがみられることである。すなわち、明治中期以降から昭和10年代の間に個人的に農業水利を止め、水田をみかん園に転換したものがあることを示している。

この時期の1937年（昭和12）、承元寺の各農家の収入を調べて、それを所有耕地の多い順にみると第24表のようであった。収入総額と所有耕地面積との間には高い相関(.9640)がみられるが、所有耕地3反以下の農家では収入源を農業生産に求めていない農家もあり、相関関係はかならずしも強くない。収入源の割合からみると、所有耕地が14反以上層ではみかん収入が各農家収入の65%以上をしめ、ついで米・茶が20～30%をしめている。3反から14反層ではみかん収入が50%以下となる農家が多くなり、米・茶のしめる割合が30～50%に及ぶ農家もあって、水田の自小作が際立っている。3反以下層ではみかん収入に依存していない農家が多く、米・茶を主とする農業生産を行うか、または農業労働力としての日雇、集落外への出稼に依存している農家が見られる。この3反以下層での水田収入はほとんどが小作によって得たものである。

以上のように、明治以後、とくに大正期以降山地斜面のみかん園への開墾が始められ、耕地面積を増加しえた層は自作農層が中心となっていた。この商品生産の導入を行った農家には階層性がみられたのであるが、この商品生産への移行は昭和初期以降急速に進行した。

**戦後のみかん栽培** 1960年以降、高度経済成長政策とともに農業生産の選択的拡大がなされ、承元寺においてもみかん栽培の比重はさらに拡大された。1964年（昭和39）には普通畑、水田がなくなり、農業生産はみかん園60.3町、茶園6.2町のみとなった。1967年（昭和42）には第19図のような農家の所得構成がみられた。この図によると、経営耕地面積（みかん園と茶園から構成される）1町以上の農家は専業農家が多く（23戸）、1町以下の農家では兼業農家が多くみられる。また、

第24表 1937年における承元寺の農家別の収入源割合

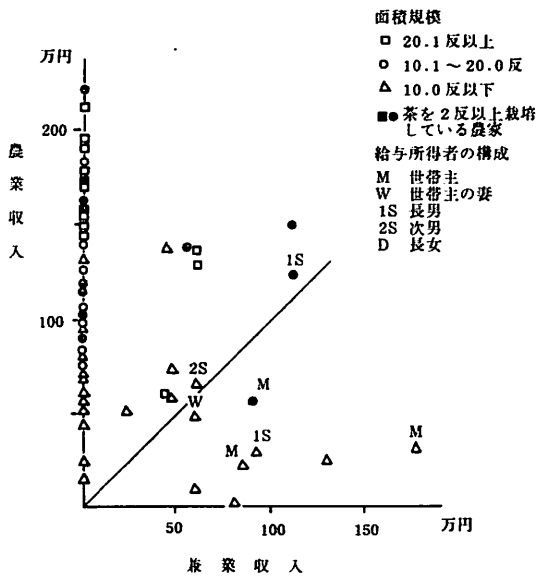
農家番号	所有耕地 面積	収入総額	収入源													
			米			みかん	茶	普通畑	養蚕	日照	出稼	その他				
			自作	小作	小作料											
3-3	51.2反	2,065円	9.2		1.9	78.3	9.4									1.2(配当)
4-6	43.2	1,895	9.6		3.2	71.1	10.2	2.7								3.2(〃)
4-7	37.9	1,485	4.9		8.7	74.2	7.9	4.3								
3-5	36.4	1,801	7.0		2.1	75.3	7.4	6.9								1.3(〃)
3-1	35.3	1,614	6.1		4.9	77.7	6.7	3.6								1.0(貸宅地)
3-6	34.5	1,654	7.3		3.8	75.8	8.0	4.7								0.4(配当)
7-6	32.8	1,085	6.2		5.3	65.8	15.1	7.6								
5-10	30.9	1,169	1.8		2.1	65.0	23.7	6.4								1.0(貸宅地)
5-5	28.1	1,112	10.8		2.1	67.1	14.3	2.1								3.6(粟)
5-2	27.5	992	12.6		6.9	71.7	6.3	2.1								0.4(貸宅地)
3-2	23.1	1,168	17.6		0.4	68.0	8.8	5.2								
1-5	20.2	995	15.2			65.1	11.4	8.3								
7-3	19.7	1,024	10.7		2.9	82.2		2.7								1.5(配当)
2-4	17.2	931	10.2		2.8	76.1	1.5	8.6								0.8(貸宅地)
6-1	16.7	723	11.9	5.2		65.3	13.4	4.2								
6-2	16.2	712	25.8		1.5	43.7	20.6	4.3								4.1(馬仲買)
3-3	14.7	702	19.1			63.3	10.2	6.5								0.9(配当)
5-3	14.3	821	12.1	2.7		72.1	8.6	4.5								
2-1	14.2	902	12.8	5.4		71.6	8.9	1.3								
5-9	13.4	678	7.2	8.5		25.8	22.1	6.7								29.7(酪農)
6-4	13.2	657	9.0	12.8		43.9	19.6	10.5	4.2							
6-6	13.0	658	19.0			56.8	10.1	8.2	5.9							
5-6	9.3	399	16.4			53.4	20.6	3.8	5.8							
4-5	8.8	464	18.5	6.0		46.4	19.5	4.6	5.0							
3-4	8.8	555	26.0	1.1		65.3	3.3	3.2								1.1(配当)
1-2	8.3	505	21.9			73.6	3.3	1.2								
2-7	7.6	477	1.7	22.4		41.6	30.3	4.0								
7-7	6.4	297	2.6	13.3		30.0	51.1	3.0								
1-3	6.0	467	12.8	4.8		49.0	9.2	2.8				21.4				
7-5	5.8	444	0.5	28.3		49.1	22.1									
4-1	5.8	429		49.3		18.0	27.3		5.4							
5-8	5.1	277	2.2	22.7		39.5	11.8	14.3	9.5							
6-9	4.3	264	17.3	19.8		49.0	8.0		5.9							
1-4	4.1	318	14.4	18.6		49.8	8.8	8.4								
6-3	4.1	137				4.4	22.7									72.9(仕送)
1-1	3.5	275	0.2	21.5		31.3	14.4	21.3	11.3							
7-1	3.1	177	4.9	18.4		32.9	34.3	9.5								
7-4	2.9	333	13.7	12.1		52.5	7.7		14.0							
5-1	2.4	118	6.0	13.2		11.9	28.7	20.6								19.5
6-7	2.4	300	2.1	22.7		29.0	6.6		9.3							30.3
1-6	2.0	300				30.2										69.8(住職)
7-2	1.9	268	6.3	2.8		79.5	7.5	3.9								
3-7	1.5	400		14.7			10.3	6.7	5.8	37.5	25.0					
4-3	1.5	420		33.1			9.6	3.1	6.6	47.6						
2-3	1.4	461		24.0			11.5	16.7		4.4	26.0	17.4				
5-7	1.2	94	40.0	18.0			42.0									
2-6	1.1	648	1.8	10.6		5.8	6.2									75.6(給与)
5-4	0.9	275					4.8	14.7								80.5(小売・馬方)
2-2	0.8	171		13.0			7.4	21.2		58.4						
6-8	0.7	136		10.3			31.0					58.7				
2-5	0.4	318		2.4			3.4				94.2					
4-2	0.0	370														67.6
6-5	0.0	98		28.1			48.8	23.1								32.4(小売)

資料 承元寺区有「昭和12年部内等級低下」による

2町以上の農家はみかん栽培専業が多く、1~2町の農家はみかん栽培のほかに、2反以上の茶を栽培している農家が多くみられる。兼業農家では世帯主、長男、世帯主の妻などが恒常的兼業である給与所得者となっていて、兼業収入が農家収入の相当部分を占めている。

このように、戦後において承元寺の農業は極度に商品生産へ移行して、集落全体が自給生産の段階を完全に脱脚している。農家の自給生産に対する商品生産の発展の度合の変化をみると、次のようになる。

1. 自給生産を主体とする時期 近世期から明



第19図 承元寺の耕地広狭別農家所得(1967年)  
 資料：清水市農業委員会「昭和42年農家台帳」  
 清水市役所「税務課資料」による。

治中期まで

米麦作に楮・毒苳・みつまたを加えている。

2. 移行期 明治中期から1945年まで  
 茶・みかん栽培が導入され、商品生産が農家収入の半分以上をしめるようになる(但し、集落内の階層による相異あり)。
3. 商品生産期 1945年以降  
 自給生産としての稲作が若干残ってはいたが、農家収入のほとんどがみかん・茶の商品生産によるようになり、さらにこの程度が進んで稲作が消滅するようになる。

## 第2項 集落内の階層構成の変化

前項で確認された自給生産から商品生産への移行過程において、集落内の各階層がどのような対応を示し、それが農業水利秩序変質にどのように作用したのかを中心に究明する。そのために、まず農業水利の管理運営に当たった区長、土木委員の集落内における階層をみておく必要がある。

農業水利の管理運営に直接参画した農家の集落内における階層をみると、第25表のようであった。同表は農家番号と階層(1937年における水田の自作層をA、自小作層をB、小作層をCとした)で区長、土木委員の就任を示してある。これによると、区長は明治、大正期にはすべてA層の農家であった。土木委員は大正期にA、B層の農家がほぼ同数となり、1945年まではA層の農家とB・C層の農家とがほぼ同数となり、1945年以降はすべてB層の農家となっている。このことから、承元寺では区長の階層は不変といってもよいが、農業水利の具体的な管理運営作業を直接担当する土木委員は大正期から1945年にかけて自小作層が参画することとなり、戦後はほとんど戦前の自小作層の担当という変容をたどってきていることが指摘される。

役員の就任の変化から、農家の階層によって、農業水利に対する対応の仕方に相異があることがわかる。そこで、自給生産から商品生産への移行過程において各階層が示す農業水利への対応をみると次のようになる。

近世期から明治中期にかけて承元寺の農家経営は米麦作が中心で、それに楮、毒苳などの栽培が加えられていた。このような自給生産がまだかなりの部分をしめる段階において農家の集落内における経済的地位を所有耕地面積によってみると、

第25表 明治～昭和間の承元寺の戸長・区長・土木委員の階層

年次	区長	階層	土木委員			
1882(明治15)	1-1	-				
1887(20)	1-1	-				
1892(25)	2-4	A	3-8	A	7-6	A
1897(30)	2-4	A	4-7	A	-	
1902(35)	7-6	A	3-8	A	2-4	A
1907(40)	4-7	A				
1912(45)	4-7	A	3-8	A	3-6	A
1916(大正5)	7-3	A	4-7	A	-	
1921(10)	3-6	A	2-1	B	4-6	A
1926(15)	2-4	A	6-6	B		
1930(昭和5)	3-8	A	6-2	A	-	
1935(10)	3-1	A	7-7	C	5-2	A
1940(15)	5-5	A	6-2	A	-	
1945(20)	2-4	A	6-6	B	5-5	A
1950(25)	4-6	A	6-1	B	6-4	B
1955(30)	1-5	A	5-6	B	7-7	B
1960(35)	5-5	A				
1965(40)	3-1	A				

資料 署名の聞き取り調査による。

注 A: 1937年における水田の自作層、B: 自小作層、C: 小作層

1879年（明治12）の集落内農家の水田面積による階層別農家数は第26表のようであった。同表によると、水田5反以上所有農家は2戸（近世期の名主、酒造業を営んでいた農家）で、その他はすべて4反以下の水田所有者であった。これらの集落の階層構成を反映している水田所有状況をみたのが第20図である。一般的には、水田の生産力は農業水利上の有利不利によって大きく左右される。同図により水田の生産力を現わしている等級分布をみると、全体として興津川掛り水田の等級は高

く、沢水掛り水田の等級が低い傾向にあったことがわかる。そして興津川掛り水田でも用水路上流部ほど等級が高く、下流にいくに従って低くなっている。また、河道に近く、かつ開発の新しい水田が高い等級を示している。しかし、開発が最も新しく、河道に面して流失や土砂流入の恐れのある水田は等級がかえって低くなっている。興津川掛り水田は農業水利の面からみると、概して治水が確立していて開田されると高い土地生産性を示しているため等級が高くなっているといえることができる。これに対して、沢水掛り水田では土砂流入や耕地流失に対して防止工事がなされ、農業水利上安全な配水路をもつ配水路末流部になると高い土地生産性を示している。

第26表 1879年（明治12）の承元寺の所有水田面積別農家数

階 層	戸 数	%
1 反 以下	21	38.9
1.1 - 2.0	18	33.3
2.1 - 3.0	11	20.4
3.1 - 4.0	2	3.7
4.1 - 5.0	0	
5.1 - 6.0	2	3.7
計	54	100.0

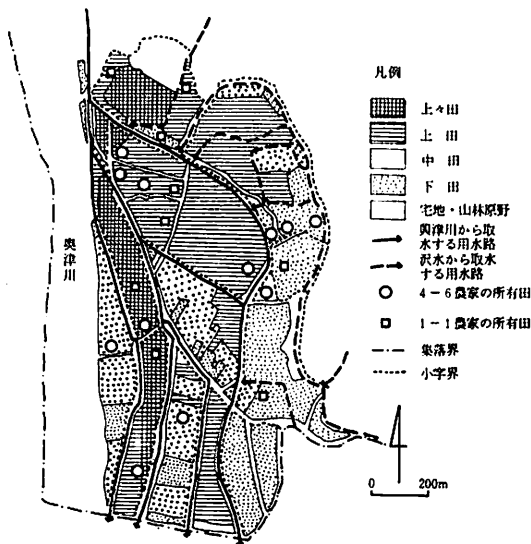
資料 承元寺区有「明治12年田方等級仕訳帳」による。

各農家の水田所有の例をみると、第20図の農家番号1-1農家、同4-6農家の例にみられるように、集落の各小字に分散しているのが普通であり、等級の高いものから低いものまで所有していた。この分散傾向は、各農家が近世後期からの起返しに参加して耕地を得、その面積の多少は起返しへの参加度によって決められたことに起因しているといわれている。<sup>107)</sup>

以上のように、この地域においては水田の等級分布には農業水利上の有利、不利の反映が明らかにみられる。

このような自給生産を主とする段階にあつては、各農家の農業水利に対する要求にはそれほど大きな差異がみられず、そのため、農業水利の管理運営は集落の重要な自治業務とされ、自作農層の主導のもとに集落構成員全員による共同管理が行われていた。集落内では要求に大きな差異がみられないため、農業水利上の対立は集落を単位とした集落間の対立となって生じていた。この対立は行政機構の変革、すなわち、領主を異にする藩政村から町村合併にともなう興津町の成立によって調整されることになり、町による農業水利の管理運営が成立している。

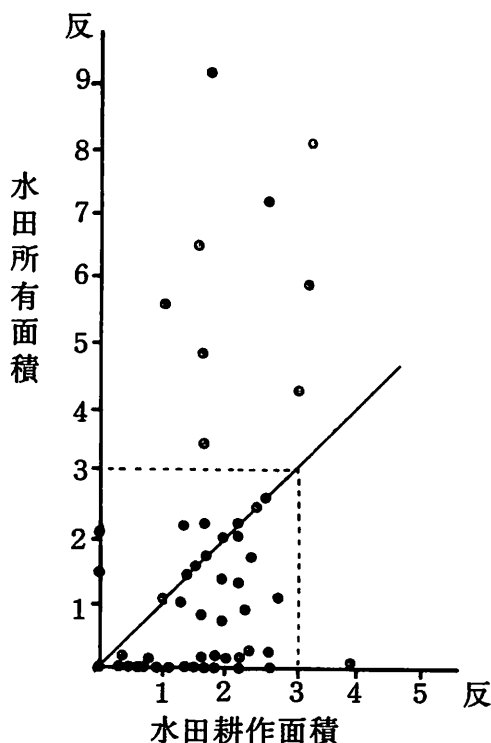
明治中期以降の茶・みかん栽培の導入によって、



第20図 1879年（明治12）の承元寺集落の水田の等級分布

資料：承元寺区有「明治12年田方等級仕訳帳」  
興津公民館所蔵「地籍図（承元寺）」による。

承元寺の各農家の経営はしだいに変化し、農家の経済的地位はみかん・茶の販売額によって左右されるようになった。しかし、このみかん・茶栽培の導入は集落内各農家が一緒に行ったわけではない。このような農業構造改善期における各農家の水田所有と耕作との関係を見ると、第21図のような関係を示していた。これによると、各農家とも水田を1～3反程度耕作しているが、水田を3反以上所有している農家では3反をこえる水田を小作に出しているものがかなりあり、また、3反以下の所有農家は、所有水田の全てを自作するのみの方と、不足する水田を3反以上所有者から借りて耕作する者とがみられる。このような水田所有規模の状況と水田耕作状況の相異は、各農家の行う農業生産のなかでの稲作への依存度の相異となってあらわれる。また、このような水田所有規模



第21図 1938年(昭和13)における承元寺の農家の水田所有と耕作  
資料:「昭和13年承元寺区稲作統計」による。

階層間における稲作の意味の相異は農業水利に対する要求の相異となっている。いいかえれば、この自給生産から商品生産への移行期には、自作農層の農業経営の中心はすでにみかん・茶の商品生産に置かれていて、稲作経営についての関心は低く、自給食糧生産以外の水田を小作地として所有水田1反以下の自小作・小作層へ貸付ける傾向にあった。したがって、自作農層の農業水利への関心は薄められ、その管理運営に対する積極性も高いとはいえず、農業水利についての規制にも厳しさがみられなかったのである。しかし、たとえ自給生産であれ、商品生産であれ、稲作農家にとっては取水施設の修築や配水路の修理、耕地の保護などは稲作の成否にかかわる必要条件であった。このため、これらの作業への参加は集落を単位としてなされ、共同作業によって行われていた。さらに、「古い」農業水利の行われていた沢水掛り水田では、自作農層には農業水利を個人的にやめる者もいたが、自小作・小作層では集落を単位としない耕作者だけの作業、すなわち番水の実施がなされていた。このことは農業水利の直接的管理運営に当たった土木委員への就任者の階層変化からいえることであって、この移行期には自小作層、小作層の就任者が増加している。

以上のように、自給生産から商品生産への移行期には各農家の農業水利に対する要求に差異があらわれ、農業水利秩序にも変質がみられるのである。

第二次大戦後の農地改革では戦前に自作農層から借りて小作されていた水田が主な対象となり、その耕作者であった自小作層、小作層への解放が行われた。

1949年(昭和24)には、この水田耕作者(新しい水田所有者を含む)によって用水の合口化・用水路の改修など農業水利の再編成がはかられた。しかし、1955年(昭和30)頃からの高度経済成長の進展にともなって、自給部門としての稲作と、商品部門としてのみかん栽培との間に生産性・収

益性の著しい格差<sup>108)</sup>が生じ、また、春先の水田作業とみかんの消毒・摘果作業、秋の収穫期などの労働配分にも競争<sup>109)</sup>が生じることとなった。これによって、新水田自作者もしだいに水田をみかん園に転換して、みかん栽培に農業経営の中心を置くこととなり、とくに1961年(昭和36)以降水田をやめて、みかん栽培と若干の茶園だけの農業経営に変わっていった。このように近年における水田自作者の農業経営の変化によって、承元寺集落構成員の全てが、農業水利に対する積極性を失ない、結果として1964年に水利権の売渡しが行われたのである。

以上のように商品生産部門が卓越した段階にあっては、生産性・収益性の低い自給部門としての水田が廃棄されることとなり、したがって、水田に対する農業水利がその意義を失う結果となったといえる。

## 第4章 両地域における農業水利秩序変質の地域的差異の要因

### 第1節 農業水利秩序変質の諸段階

農業水利秩序の変質について、原村の場合と興津地域の場合の過程を要約して比較してみると以下ようになる。

原村における農業水利秩序の形成期は、まず用水の確保の過程である。透水性の大きい火山斜面で、しかも降水の少ない地域に稲作のための農業水利を進めるには用水の確保が第1条件であった。限られた量で、しかも地域的に不均等に分布する自然水の獲得をめざして集落間に取水上の競争が生じ、それを調整することが必要となり、その結果が各河川筋ごとの用水路相互間の取水量と取水方法の取決めであった。集落内では個々の農家間に用水確保についての要求の対立はみられず、集落全体が一つにまとまって、集落を単位とした取決めの体系のもとに用水を確保している。この確

保された限られた用水量をもっていかに生産の安定をはかるかが集落全体にとって重要な課題であるので、用水確保・利用についての細かな申合せがなされ、これが慣例化するとともに、用水確保のための種々の慣行的な賦役的な共同労働が行われ、集落内の強い結びつきが形成されている。

興津地域における農業水利秩序の形成期は、まず耕地の確保の過程である。地域を東西に二分して流れる興津川の沖積面に農業水利が行われるためには、治水が第1条件であった。ここでは既存の耕地をいかに守るかが重要な課題となり、集落間に治水上の競争が生じ、その結果としての集落を単位とした治水・利水の体系が確立している。やはりこの地域でも集落内の個々の農家間では治水・農業水利上の要求の対立はみられず、集落を単位とした賦役的な共同労働が行われていた。さらに、土木技術の発展によって耕地が確保され、生産性が向上したにもかかわらず、水田が少ないことが、小水系(沢水)の水利に依存する生産性の低い水田をも耕作させることとなり、「古い」水利慣行を存続させていた。この「古い」水利慣行も集落を単位とする共同労働をもととしていた。

以上のように、農業水利秩序の形成期には、地域の自然条件によって申合せの内容や具体的な水に対する働きかけ方には相異をみているが、集落内における農業水利に対する個々の農家の要求に対立はみられないで、集落を単位とした競争・調整の体系となっていることが共通点である。

農業水利秩序に変化がみられるようになる時期(ここでは第2段階と称す)においては次のような特徴がみられる。

原村では集落間の用水路掛りが固定していて、分水割合や管理運営方法には変化がみられなかったのに対して、興津地域では行政組織の変化にもなって農業水利の管理運営機構が変化し、集落間の共同取水、取水口の統合などの変化もみられたという相異がある。しかし、集落内においては、原村の例に示される無断開田や興津地域の例に示

される沢水掛り水田の農業水利廃棄などのような従来からの慣行に従って行なわれてきた農業水利を個人的に変更しようとする力が生じている。この力、すなわち、個々の農家の農業水利に対する要求の相異は個別的なものでまだ弱く、したがって全集落的な慣例の変更には至らなかった点では両地域とも共通している。

農業水利秩序が全集落的な規模で変化する時期（第3段階と称す）においては次のような特徴がみられる。

原村の例では各農家の農業水利に対する要求の相異が非常に大きくなって、従来からの古田を重視してきた農業水利に関する申合せがほとんど形骸化するほどになり、それにつれて申合せそのものが全集落的に改められるとともに管理運営方法も改められている。興津地域の例では集落を単位としない水田耕作者だけの用水利用が行われるようになり、最終的には全集落的に用水利用をやめてしまう事態に至っている。

以上のように、農業水利秩序の変質の各時期（段階）には農業水利秩序の形成期（第1段階）における地域的な自然条件の相異、第2段階における行政組織の変化にともなう相異を除いて、共通の特徴がみられる。さらに、各段階の時間的な移行をみると、原村では第1段階が1935年（昭和10）ころまで続くのに対して、興津地域では1889年（明治22）以降には既に第2段階に移行し、1935年ころには第3段階に入っているという大きなズレをみている。

これを要するに、八ヶ岳山麓、興津川下流の両地域においては農業水利秩序変質の段階について共通点もあるが地域的差異もかなり存在することが明らかになった。

## 第2節 農業水利秩序変質の地域的特質と農業生産との関係

農業水利秩序と結びついた農業生産の観点から

考察すると、農業の発展の第1段階（自給生産を主とする）においては両地域とも農業生産は稲作に重点がおかれていた。稲作の自然的生産条件としては、気温、用水量、土地などがあるが、原村の例では土地は比較的平坦であった。そこでは用水量、温度が稲作生産を左右する条件であった。そのため、用水を確保し、稲苗の生育や結実の状態に注意を払うことが稲作を安定させることになる。稲作技術が発達していないこの段階においては低温という条件のために制約される田植・収穫の時期がきわめて重要であり、その限られた時期に合せて各農家が田植・収穫を行うためには、用水利用を含む各種水田作業期を集落全体として固定することが必要となり、これが農業水利秩序の内容の一部となっていた。さらに、この技術段階で農業水利上改良できるのは、少ない降水量（自然水）をいかに確保して用水とすることができ、確保した用水をいかに有効に利用するかという点である。それ故、用水確保・利用についての厳しい申合せがなされ、この申合せにもとづいた農業水利秩序が形成されている。

原村に比較して、興津地域は自然条件としての気温、用水量は十分に稲作生産条件を充足していたが、土地については平坦地が少なく、また、河水は洪水時には河床沖積面に所在する耕地確保のうえからいって多すぎる場合もあり、むしろ治水（耕地拡大と保護）が中心課題であった。このため生産の安定（古田重視と自然の災害に対する防備）をもととした農業水利秩序が形成されている。

このように、同じ稲作を目的としながらも地域の自然条件のちがいによって、実際の用水利用に関する内容には相異がみられる。しかし、農業水利が集落全体としての稲作の前提条件となる点では変わりなく、また個々の農家の農業水利に対する要求というものはこの段階ではまだ問題とならない。したがって農業水利秩序が集落を単位としているという点では共通している。

農業の発展の第2段階（自給生産から商品生産



への移行期)においては農家経営に商品生産が導入され、商品生産への積極的な対応がみられる。しかし、この商品生産への対応の仕方は集落内の階層によって異なっていて、各農家間における生産用具の所有に分化が生じてくる。そして以前にはほぼ同一水準にあった生産力にも明確な差があらわれてくる。

原村の例では稲作が商品生産され、そのため、とくにこの地域の気候(冷涼、小雨)、地質(透水性大)と密接に結びついた稲作の技術的改良(苗代の改良、耐寒品種の導入、金肥・化学肥料の投入、浸透水の再利用)がはかられ、水稻の生産性はしだいに上昇している。しかし、各農家における生産性の発展には差が生じ、これが用水利用上の申合せの個人的な変更という現象として表われている。

興津地域の例ではみかん・茶栽培が商品生産され、耕作場所、用水利用ともに稲作と競合しないみかん・茶栽培によって、各農家の農業水利に対する関係の仕方も異なってくる。すなわち、個人的な用水利用の中止や古い水利慣行の変更が生じている。いいかえれば、前近代的・非合理的な経営形態の残存としての農業水利がまずやめられることとなるのである。しかし、この農業水利に対する要求の差異があまり著しくない時期には、変更は個人的であって、集落全体としては依然として共同体的な農業水利秩序が存続している。

農業の発展の第3段階は地域全体の農業が商品生産部門を中心とすることによってもたらされる。稲作以外の商品生産が行われる地域では、農家経営のなかで商品生産と自給生産(稲作)との間に労働力と土地利用上の競合が生じ、商品生産が極度に進む場合には自給生産としての稲作は廃棄され、農業水利秩序もまた消滅してしまうことになる。

稲作自身が商品生産される地域では各農家間における農業水利に対する要求が著しく異なるようになり、この差異を解消しようとする力が大きく

なって、全集落的な規模で農業水利秩序の再編成が行われることとなる。

以上のように農業水利秩序は地域の自然条件の差異によって、具体的な用水利用方法、管理運営方法に地域的性格をもっているのではあるが、地域の農業経営が変質するにつれて、すなわち、自給生産から商品生産への移行とそれにもとづく農業生産様式の変化が進むに従って、いずれにしても農業水利秩序もまた変質せざるをえないのである。

## 第5章 結 論

本研究の目的は河川に用水の取水源をもつ中小河川灌漑地域に事例を求め、農業水利秩序の変質、とくに用水施設およびその管理運営の機構と具体的運営とに着目して農業水利秩序の形成と変化の実態を把握し、それらの自然的・社会経済的背景(主として農業生産との関連)を究め、この背景を通じて農業水利秩序の地域的性格を明らかにしようとするにであった。

二つの中小河川灌漑地域の考察からもたらされる結論は以下ようになる。

大河川下流地域においては、第1章第3節で述べたように、農業水利秩序は部落的形態から地主的形態に移行する過程をたどるといわれる。この大河川下流地域は第1章5節で述べたように、農業の発展段階は先進的な段階に属するものが多く、公権力の介入や近代産業の介入、電力資本の介入などによって、現在の農業水利秩序が形成されている。すなわち、農業水利秩序の形成や変質が農業内部の変質に従って進行するよりもむしろ外部からの社会経済的な要請に直接的に即応して行われている地域といえることができる。

これに対して、中小河川灌漑地域では農業の発展段階はむしろ後進的な段階に属し、外部からの社会経済的な要請が直接的に作用するのではなく、むしろその地域の農業内部の生産力の発展に間接

的に及ぼす諸条件の影響に従って農業水利秩序が変質する。

その変質の仕方は、まず他の集落との用水利用上の対立を背景として、それぞれの集落を単位とする用水確保・共同労働などの取決め、すなわち共同体的な農業水利秩序が形成される。しかし、その後種々な形での商品生産の発展によって集落内の個々の農家に生産力の差が生じ、それによって農業水利への要求にも差が発生して、農業水利秩序に全体的に規制力の弱化ができるが、全集落的に共同体的な農業水利秩序を変えるまでには至らない。そして商品生産や兼業などの発展が著しくなり、集落内の各農家の経営の差異によって農業水利への要求の差がさらに大きくなると、ついには商品生産などと競合する稲作中心の農業水利秩序を消滅させたり、あるいは全集落的規模での農業水利秩序の再編成をするに至るのである。

以上のように、中小河川灌漑地域においては農業水利秩序がそれぞれの比較的せまい範囲の地域条件によって規定されるとともに、地域内部における共同体や生産力の実態など内的要因によって規定されることが大きく、農業水利秩序の変質もそれら内的要因の変化によって左右されることが多い。このような点で大河川下流地域とは農業水利秩序の様相に基本的に異なった特徴がみられることが明らかになったのである。

## 謝 辞

本論文作成にあたり、東京教育大学高野史男教授はじめ、山本荘毅教授、山本正三教授、井口正男教授、奥野隆史助教授に懇切なる御指導を賜わった。専修大学浅香幸雄教授、熊本大学山口守人教授には絶えず激励のお言葉とご助言をいただいた。また、各種資料の収集に際して原村役場、中新田区役所、清水市役所、清見寺、承元寺区の方々にご多大のご協力をいただいた。以上の方々から感謝申しあげます。

## 注および参考文献

- 72) 清水市水道局谷津浄水場調べによる。測定地点は承元寺上流の清水市上水道取入口。
- 73) 農林省興津園芸試験場調べで、1951～1960年の10年間の平均値。
- 74) 農林省：1970年世界農林業センサス農業集落カード、承元寺により集計。
- 75) 川除工事の材料、出役人夫数、作業場所などを書いた報告書。
- 76) 河岸保護のため、石をつめた竹籠（蛇籠）を河流と直角に並べる構造物をいう。
- 77) 清見寺所蔵文書「乍恐静事言上」による。
- 78) 清見寺所蔵文書「承元寺村小嶋村田地并河除論絵図裏書」による。
- 79) 清見寺所蔵文書「差出申一札之事」による。
- 80) 興津公民館所蔵文書「公事新堰出入」による。
- 81) 興津公民館所蔵文書「披収之事」による。
- 82) 興津公民館所蔵文書「差上申済口証文之事」による。
- 83) 清見寺所蔵文書「天正拾八年検地帳」による。
- 84) 承元寺区有文書「宝曆四年村絵図」による。
- 85) 清見寺所蔵文書「乍恐番付を以御訴訟申上候」による。
- 86) 承元寺区有文書「差出申双方得心済口証文之事」による。
- 87) 清見寺所蔵文書「為取替申一札之事」による。
- 88) 承元寺区有文書「為取替約定之事」による。
- 89) 興津公民館所蔵文書「明治二十七年町会議案」による。
- 90) 承元寺区有文書「大正二年土木費精算帳」による。
- 91) 承元寺区有文書「番水人足帳」による。
- 92) 前掲89)による。
- 93) 興津公民館所蔵文書「大正四年町会議案綴」による。
- 94) 興津町（1961）：興津町誌、26。による。
- 95) 興津町農協所蔵「興津町普通水利組合関係帳」による。
- 96) 清見寺所蔵文書「慶長四年承元寺村検地帳」による。

- 97) 承元寺区有文書「宝暦六年承元寺村田畑屋舗地改帳」による。
- 98) 承元寺区有文書「明治九年地租改」による。
- 99) 清見寺所蔵文書「文化九年免定書」による。
- 100) 承元寺区所蔵
- 101) 承元寺区所蔵
- 102) 山本正三(1973)：『茶業地域の研究』大明堂 162。
- 103) 各年の「年貢割付帳」をみても田、畑以外に課税対象がみられない。
- 104) みかんの木が茶園に混植されるという形で、みかん栽培が進展したため、初期にはみかん園、茶園と分けることができなかった。
- 105) 清水市(1964)：『清水市史 中巻』吉川弘文館、東京、24～41。
- 106) 使用した資料には温州みかん以外にもネーブル、オレンジ等が含まれているが、区別が困難なため、一括して柑橘園とした。
- 107) 承元寺集落の古老(農家番号6-1、1970年当時78才)よりの聞き取り調査による。
- 108) 1964年段階で、みかんの反当収入18～20万円、米は7万円前後であった。
- 109) 伊藤郷平(1953)：日本農業に於ける労働構造の地理学的研究一特に興津川谷の商業的農業地域の場合一。愛知学芸大学地理学報告、4,3～15。